

京 都 大 学 財 務 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 財務担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 4名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 財務部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 3～8名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第2号、第3号又は第5号の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 前項の規定による委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、総長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 財務担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 4名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 医学部附属病院長</p> <p>(5) 財務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 2～7名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第2号、第3号又は第6号の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年5月30日から施行し、平成18年5月16日から適用する。</p>